

Title	ヒト胚の道徳的地位をめぐる論証の検討
Author(s)	森, 芳周
Citation	医療・生命と倫理・社会. 3(2) P.119-P.129
Issue Date	2004-03-20
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/6094
DOI	10.18910/6094
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

ヒト胚の道徳的地位をめぐる論証の検討

森 芳周
(大谷大学助手、倫理学)

1. ヒト胚をめぐる議論の概観

本稿の課題は、ドイツにおけるヒト胚の道徳的地位をめぐる議論を手がかりにしながら、そこで提示されている主要な四つの論証——種属説 (Speziesargument)、連続説 (Kontinuumsargument)、同一性説 (Identitätsargument)、潜在性説 (Potentialitätsargument)——の論点を整理し、それぞれの意義と問題点を示すことである。その際には、主に『ヒト胚の道徳的地位』(*Der moralische Status menschlicher Embryonen*, Damschen/Schönecker 2003a) に収録された 8 編の論文——上記四つの論証にそれぞれ支持と反駁の二つが掲載されている¹——を考察の対象とする。編者の序文によれば、この論文集は 2002 年 2 月 23 日から 24 日に、ハレ・ヴィッテンベルク大学哲学研究所の協力の下で、ハレのレオポルディーナ・ドイツ自然研究アカデミーにおいて開催された会議がもとになっている。

そもそも、ヒト胚の道徳的地位をめぐる議論は新しいものではない。イギリスでワーク報告が出たのは 1984 年であるし、ドイツでは妊娠以外の目的でのヒト胚の作成および利用を禁止する胚保護法が 1990 年に成立している。ところが、近年になってヒト胚の道徳的地位という「古い問い」をめぐる、ドイツで新たな激しい議論が巻き起こった。それは 2001 年にイギリス下院が治療目的でのヒトクローン胚の作成を容認したことによる²。クローン胚の作成は、日本でも 2003 年末に内閣府の総合科学技術会議生命倫理専門調査会が容認する方向の中間報告書をまとめている。新たな一步を踏み出そうとしている日本において、いま一度ヒト胚の道徳的地位という根本的な問題を問い直し、乗り越えられようとしている障壁がどのようなものかを明らかにしておく必要がある。特に、胚保護法という胚の扱いに関する厳格な法律を持つドイツにおける議論を確認することには意味がある。すでに日本が乗り越えてしまったいくつかの段階の、その手前にドイツは踏みとどまっているからである³。胚の保護要求の発生時点の問題を例に挙げるならば、前核期 (Vorkernstadium) に道徳的な保護要求が発生するかどうかという問題がある。前核期とは、精子と卵細胞のそれぞれの前核が卵細胞内で融合する前の段階であり、胚保護法ではこの細胞は保護の対象外となっている⁴。余剰胚だけでなく研究目的での胚の作成やクローン胚の作成を容認しようとしている日本では、前核期の細胞に道徳的な保護要求を認めるかどうかという議論は、道徳的な議論としてはありえても、もはやそれは政策の前線からは遠く引き離されてしまっている。しかしドイツでは、胚を保護するという法律上の観点から、前核がどこに位置づけられるかは、道徳上かつ政策上の大きな争点とされる。

ただし、本稿で「道徳的な地位」という際には、政策上の問題の考慮は含まれていない。政策上の問題の考慮とは、例えば、難病の研究に関して、「ヒト受精胚の作成を伴わない方

法によって代替できないもので、かつ、多くの人々に多大な恩恵をもたらすと考えられる場合には、ヒト受精胚が『人の生命の萌芽』として最大限に尊重されなければならないとしても、ヒト受精胚の作成は人間の尊厳の理念を損なうものとはならず、容認されうる余地がある」(総合科学技術会議 2003、20)というような思考である。私が考察するのは、「ヒト胚に人間の尊厳があるのかないのか(あるいは、認めるか認めないか)」という問題であり、そこで使用されている「人間の尊厳(Menschenwürde)」とは端的に言えば、「生存権(Lebensrecht, Recht auf Leben)」のことである。すなわち、ヒト胚の生存権こそが議論の対象である。これは『ヒト胚の道徳的地位』の各論者の共通理解でもある。

四つの論証を詳しく見る前に、ここで簡単にまとめておくことにする。

種属説によるヒト胚の保護の論証は次のようなものである。ヒトという種の成員は尊厳を持ち、またヒト胚もヒトという種の成員であるから、ヒト胚は尊厳を持つ。この立場に関しては、エーバーハルト・ショッケンホフ(Eberhard Schockenhoff)が「種属説支持：胚の道徳的地位、存在論的地位のために」(Schockenhoff 2003)という論考で種属説の支持を論証し、それに対して、ラインハルト・メルケル(Reinhard Merkel)が「反種属説：胚の規範的地位と、生物主義的墮落からの倫理学保護のために」(Merkel 2003)で種属説を批判している。種属説は、人間存在(Menschensein)と人格存在(Personsein)を同一視することで、胚が人間の尊厳を持つことを保証するが、それが自然主義的誤謬をおかしていないかどうか、また、ヒトという種の特異性を強調する種属説の論証が、広い意味での人種差別主義的な主張にあたるのではないかが議論のポイントとなる。

連続説は、胚は道徳的に有意な切れ目なしに、連続的に(kontinuierlich)、尊厳を持つ成人となるので、それゆえ胚は尊厳を持つ、このような論証を行う。ここではルトガー・ホネフェルダー(Ludger Honnefelder)の「連続説支持：生まれたヒトへの生まれざるヒトの発達の連続性に基づくヒト胚の道徳的地位の基礎づけ」(Honnefelder 2003)とマティアス・カウフマン(Matthias Kaufmann)の「反連続説：非段階的生物学的发展にもかかわらず、段階的な道徳的尊重」(Kaufmann 2003)の両議論を考察の対象とする。ここでは、胚から出生後のヒトまでの発達の間切れ目を置くことができるかどうか問題となる。ホネフェルダーは切れ目を置くことはまったく恣意的だと主張し、胚も尊厳を持つ一個の生命体だとするが、カウフマンは子どもとなり人格となる「比較的確実な予後(eine relativ zuverlässige Prognose)」が可能となる時期(カウフマンによれば受精後約8週)まで発達した胚が保護の対象となるとする。

同一性説は、胚が道徳的に有意な観点で、尊厳を持つ成人と同一であるという主張を行う。例えば、現在成人である人もかつては子どもであったし、胎児であったし、胚であったのであり、そして現在の彼がかつて胚であった彼と同一であるならば、胚の時期の彼も、現在の彼が持つ尊厳を同じく持っている(Damschen/Schönecker 2003b, 5)。この議論では、受精後14日以前では、多生児が生じる可能性があり、したがって、14日以前の胚は同一性が保持されえないという批判がありうる。ここでは、ライナー・エンスカート(Rainer Enskat)の「同一性説支持：ヒト胚も常にヒトである」(Enskat 2003)とラルフ・シュテッカー(Ralf Stoecker)「反同一性説：私の胚と私」(Stoecker 2003)の議論を考察する。

潜在性説は、胚は人となる潜在性を持っており、それゆえ胚は尊厳を持つと主張する。

この説に関しては、ヴォルフガング・ヴィーラント (Wolfgang Wieland) の「潜在性説支持：尊厳と生命保護の基礎としての道徳的能力」(Wieland 2003) とベティーナ・シェーネ-ザイフェルト (Bettina Schöne-Seifert) の「反潜在性説：胚の生命保護に関する伝統的基礎づけの問題」(Schöne-Seifert 2003) を扱う。これに関しては、もし潜在性説を取るならば、潜在性を受精卵だけでなく、卵細胞や体細胞にまで認めねばならなくなるという批判と、潜在性が道徳的に有意であるかどうかという疑問が出てくる。

以上が、胚の道徳的地位をめぐる論証を概観したものである。次章で各論証を詳しく見ていく。

2．ヒト胚の道徳的地位をめぐる四つの論証

2 - 1．種属説

上述の四つの論証を支持する立場に立つ者にとって、敵対する論証のうちで最も有名で強力なものはいわゆるパーソン論であろう。種属説は、簡単に言えば、保護されるべきはヒト (Menschen) が人格 (Person) が、という問いをめぐる争う。

パーソン論に関しては、ピーター・シンガーらの他に、ドイツではノルベルト・ヘルスター (Norbert Hoerster) やメルケルがその代表者である。彼らによれば、ヒトという生物学的な種は生存権を承認する根拠を何ら保持していない。そして、その代わりに経験的な人格基準を生存権の根拠として持ち出す。人格について、ロックであれば、「理性と反省能力を持ち、異なる時や場所にいても、自分は自分であり、同じ思考する存在であると見なしうる思考する知的存在」と定義し、フレッチャーであれば、「自己意識、自己制御、未来の感覚、過去の感覚、他人と関わる能力、他人への配慮、意思伝達、好奇心」と定義する (Singer 1993, 86f)。こうした能力を保持していることが、生存権を持つことと直接的に関連する。「ある存在が苦痛を感じるならば、その苦痛の考慮を否定することは道徳的には正当化されえない」(Singer 1993, 57) あるいは「自己意識を持つ存在だけが、将来に関する希望や生存に関する利害を持つ」(Hoerster 1991a, 75)。逆に、感覚のないものについては、その利益を配慮する根拠とはならない。つまり、ある存在の主観的利害や意識的選好が倫理的な保護要求の基礎となる。この立場からして見るならば、ヒトという生物学的種を基礎にして、ヒトの特殊な地位を説く種属説は、肌の色や性に基づいて差別を行う人種差別主義や性差別主義に類する「種差別主義 (Speziesismus)」(Hoerster 1991b) に陥るのである。

種属説を支持するショッケンホフは、次の二点で、パーソン論の主張に対して批判を行う。第一は「種差別主義」に対するものであり、第二は「自然主義的誤謬」に対するものである。まずショッケンホフは、種属説が種差別主義であるというヘルスターやシンガーらの主張に抗して、種属説を種差別主義だとして、人種差別主義や性差別主義と並列して語ることは「カテゴリーミスステイク」だと反論する (Schockenhoff 2003, 16)。人種や性に関する特徴は、種についての差異ではなく、種の内部の区別でしかないからである。したがって、種の内部 (intraspezifisch) での差別の禁止と、種の間 (interspezifisch) での区別は両立しうる (Schockenhoff 2003, 17)。このように、種属説は種差別主義だという批判をショッケンホフは簡単に片付ける。

次に、自然主義的誤謬という批判に対する反論を見てみよう。ショッケンホフによる批判は、パーソン論の立場も自然主義的誤謬を免れるものではないということと、生存権の承認を生存への精神的関心に基礎づけるのではなく人格の身体依存的な前提を考慮すべきだということである。パーソン論は、「道徳的に有意な諸性質 (moralisch relevante Eigenschaften)」という概念から、尊厳を持つ人格という概念を導出する。尊厳を持つ人格とは、生命を保護されるべき存在であり、それゆえ生存権の承認範囲を、自己意識という一定の性質の所有者に結びつけることになる。つまり、「一定の徴表の事象に基づいて、全生物から『自己意識の所有者』という階層を選び出すことになり、その階層の者に対して、『関心という種差別主義 (Interessen-Speziesismus)』というやり方で道徳的な特権を恣意的に容認することになる」(ibid.)。したがって、経験的前提から規範的な推論結果が導くかぎり、パーソン論も「議論の進行自体は自然主義的誤謬の連鎖関係に依拠している」(ibid.)のである。また、ショッケンホフは、経験的人格基準というものについて、人格の同一性が予め確定している必要があり、そうでなければ睡眠中の人や感情的に錯乱した人の人格の断絶が起こると言う。そこで、その人格の同一性が確定する条件として、「睡眠状態や夢幻状態の間も個別の人格の具体的な時間空間的同一性を可能にするような、意識外の、すなわち身体依存的 (körperabhängig) 前提が考慮されねばならない」(Schockenhoff 2003, 17) のであり、そのかぎり、「純粹に精神的な生存に関する利害という概念は、すでに乗り越えられているのである」(ibid.)。したがって、個別の個体が発生する受精の瞬間にこそ、胚はヒトとして確定すると言える。以上がショッケンホフの種属説支持の論証である。

メルケルの反種属説は、自然主義的誤謬という種属説への批判と、「主観的な体験能力 (die subjektive Erlebensfähigkeit)」を基礎にした胚の生存権の拒絶の主張から成っている。自然主義的誤謬についてはすでに述べたので、ここでは後者の主張を取り上げたい。メルケルによるとパーソン論に基づく主張は、自然主義的誤謬をおかさず、経験的前提から「分析的」に人格の道徳的保護要求を導出することができるという。その場合に使用される概念が「主観的な体験能力」であり「主観的な傷つきやすさ (subjektive Verletzbarkeit)」である。例えば、ピカソの絵を破壊することは所有者や遺族にとってかなりの危害 (Verletzung) となるが、絵自体に対する危害とはなりえない。「道徳的に意義をもってある存在が主観的に傷つく (subjektiv verletzbar) というのは、その存在にいかにか振舞うかが、その存在自身にとってある差異をなす場合だけである」(Merkel 2003, 41)。そこでは、傷つきうる存在者の主観的な体験可能性が前提とされており、「全く何も体験することのない存在者は、たとえ生物学的には生命であっても主観的な傷つきやすさはない」(ibid.)。それゆえ、「それ自体のために、道徳的尊重の対象となることはない」(ibid.)のである。メルケルによれば、そもそも傷つくことのない存在者に対して、傷つけることを禁止するとか保護すべきだとか、そのような権利を付与することは無意味なのだ (Merkel 2003, 44)。この考えからすると、初期胚は、主観的な傷つきやすさを持ってはおらず、何らかの主観的な体験能力 (感覚能力) を持ってもいないので、道徳的な尊重の対象とはならない。睡眠状態や夢幻状態の人には人格が認められないという種属説からの批判に対しては、「体験能力」という概念の誤解であり、胚が持つ未来の可能的潜在的能力と、ある人がもつ現在の性向的 (dispositionell) 能力との混同であるとされる⁵。

以上が、種属説についてのショッケンホフの論証とそれに対するメルケルの反論である。両者の主張について、私の意見を述べておきたい。種属説が自然主義的誤謬に陥るという非難へのショッケンホフの批判、すなわちパーソン論も自然主義的誤謬を同様におかしているという主張が正しいとすると、その次に焦点になるのは、どちらの誤謬がより説得的か、という問題となってしまう。ショッケンホフは身体的前提という主張に基づいて、胚をヒトという種に含めるが、そこには段階があるという批判もある。つまり、種属説はパーソン論に対するアンチテーゼにはなりえようが、ヒトという種がどこから始まるのかという問題がさらに生じることになる。そうすると、マイケル・トゥーリーのような急進的なパーソン論ではなく、メルケルのような「主観的体験能力」をもって「ヒト」とするという意見であれば、これと妥協してしまう可能性がある。さらに、種属説は「生物学上のヒト」を胚保護の根拠としているがゆえに、前核期の細胞（固有の遺伝子を未だ持っていない段階）を生物学的にヒトとみなし、保護の対象とする主張が成立しうるかどうか不明確な点で不満が残る。

2 - 2 . 連続説

次に連続説の議論を見ていくことにする。ここでは連続説支持の立場としてホネフェルダー、反連続説の立場としてカウフマンの論証を検討する。

ホネフェルダーの論証は、まずヒトという概念の再検討から始まる。ヒトは「理性を付与された存在 (vernunftbegabtes Lebewesen)」と呼ばれる。ホネフェルダーによれば、このときに、ある人が実際に理性を働かせることができるから、その人が存在しているということを意味しているわけでは決してない。そうではなく、「理性を付与されている」ことは、「ヒトという種に属している」ことを意味しているのである。つまり理性を付与されているという性質は、ヒトという種の性質である (Honnfelder 2003, 65)。また、理性を持つ存在者は、カントにしたがえば、定義上、自らが立てた法則にしたがう能力を持つ存在者であり、それは人格である。それゆえ、ホネフェルダーは、ヒトという種に属するかぎり、その者は「人格」とも呼ばれうるとする (Honnfelder 2003, 66)。さらに、この規定によって、種属説で見られるような種差別主義という非難や自然主義的誤謬が避けられるとしている。すなわち、ヒトは理性的存在者として、「目的それ自体」であり無条件的な価値を持つ。そもそもヒトという言葉には、生物学上の種というだけでなく、このように価値判断が結びついていると考える (ibid.)。

それでは次なる問題は、果たして胎児や胚など未だ生まれざるヒトをヒトと呼ぶことができるかどうかである。ここで連続性という概念が使用される。「未だ生まれざるヒトは生まれているヒトと同じ種に属しているだけではなく、同一の生命体 (ein und dasselbe Lebewesen) が、妊娠の諸段階を越えて、生まれたヒトへと発展していくのである」 (Honnfelder 2003, 67)。その発展において、生命体は不断の連続性、通時的同一性を保持している。したがって、生命が生じた時点から、後に生まれるヒトとの同一性・連続性を根拠づける現実的な潜在性が生じる。この立場から前核期の胚の保護も認められる。反連続説の立場からは、受精の段階ではまだ多生児が生じる可能性があり同一性が欠けているという批判や、いくつかの段階——着床、原始線条、神経構造の発生など——によって保護に値するかどうかに分かれるという批判があるが、前者の批判に対しては、多生児が

生じる可能性があっても、受精卵そのものが一個の生命体であり、その意味で保護されるべきであるとし、後者の批判に関しては、どの段階で切れ目を入れることも恣意的であると反論し、成長の連続性という観点を重視する。

カウフマンの反連続説の主張は、ヒトの発達の過程において何らかの切れ目を入れることができるとする立場であり、感覚能力が発達し、「比較的確実な予後」が可能となる受精後約 8 週以降の胚が保護の対象となると考える立場である⁶。まず、カウフマンが行う連続説への批判として、胚の発達の過程に切れ目を入れることは無数に可能だと言う（Kaufmann 2003, 89）。例えば、全能性（Totipotenz）の喪失、多生児形成能力の喪失、着床、神経管の形成、脳の形成、意識の発生などの時期である。そして、もし仮に完全な連続性を認めるのであれば、精子や卵細胞にまで生存権を認めねばならないとする。しかし、カウフマンは完全なパーソン論を取らない。胚や胎児に生存権を認めないという立場と、あらゆる時期の胚に人格としての保護を与えると言う立場もともに退ける。胚や胎児に生存権を認めず、出生した者にのみ認めるという立場の問題点は、妊娠 7 ヶ月で出生した子どもと妊娠 9 ヶ月の胎児では地位に差異が生じることである。また、連続説のように受精卵に対して成人と同様の生存権を認める立場の問題は、例えば、胚が受精後数日で洗い流されてしまう（ausgeschwemmt）ことがあり、そのような場合にも徹底的に胚を保護する義務が生じることになるという問題である（Kaufmann 2003, 90）。そうして、これらの両極端を避け、カウフマンは「確実な予後」が可能となる時期を生存権の発生の時点とみなす。

連続説支持の論証は、種属説を前提として、さらに胚の切れ目のない発達——もし切れ目を入れるとしても恣意的にならざるをえない——という連続性を根拠に、胚が子どもあるいは成人と同等の権利を持つという主張を行う。この論証は、論理的に筋が通っているという点で、説得力を持つ。それに対して、カウフマンは、絶対的な胚保護とパーソン論という両極端の間で、非常に現実的（あるいは経験的）な観点からの批判を行っている。

2 - 3 . 同一性説

同一性説では、エンスカートとシュテッカーの論文を扱う。同一性説は、連続説と似た議論を行うと言われているが、エンスカートの同一性説支持の論証は、道徳的な地位あるいは尊厳の位置づけについて見るべきものがある。エンスカートによれば、ヒト胚の道徳的地位は、関心や行為能力にまったく依存することがないという。彼は「義務論的」な論証を行う（Enskat 2003, 101）。

あらゆる段階のヒト胚が、そこから発達する任意の時点の存在と同一であり、そのことを示す性質が提示されうるということを同一性説は論証する。同一性説に対する一般的な批判として次のようなものがある。ヒト胚の形態や身体的機能、行為様式などは、成人のそれとはまったく似ていないので、ヒト胚と成人の間の道徳的に有意な性質の同一性はまったく見出されえず、同一性は経験的には基礎づけられえない。これに対して、エンスカートは道徳的地位の核心を別のところに据える。「成人の道徳的地位は、欲求や関心あるいはそれに類する意図を行為によって満たすことにあるのではない」（Enskat 2003, 106）とパーソン論の立場を否定し、「無条件的な義務の受け手（Adressat einer unbedingten Verpflichtung）こそ、無条件的な権利の担い手である」（Enskat 2003, 107）とする。つ

まり、道徳的地位の核心、人間の尊厳の核心は、「無条件的義務の受け手であり、それに応じた権利の担い手であること」にある。これが道徳的地位の核心であるならば、ヒト胚に関しても道徳的地位があると言うことができる。「ヒト胚は、成人と同じく、無条件的義務の受け手であり、無条件的権利の担い手である」(Enskat 2003, 108)。エンスカートはこのように、ヒト胚は能動的な行為能力は持たないのだが、それとはまったく別の規定によって、道徳的な能力を確保することによって、ヒト胚が人間の尊厳を持つことを論証する。この論証は、種属説と密接な関連を持つ。そもそもヒトという種の成員は尊厳を持つという前提に、エンスカートの論証は成り立っている(Enskat 2003, 125)。その際の尊厳の位置づけを問題にしていたわけである。それゆえ、動物や植物を無条件的義務の対象にして、それが無条件的権利の担い手となることはない。

シュテッカーの反同一性説は、エンスカートの論証の内容に対する直接的な批判にはなっていない。シュテッカーの批判は、第一に同一性説支持の論証は論点先取の誤謬だという指摘と、第二にヒト胚と成人は同一ではないことの反例の列挙からなっている。

論点先取の誤謬についてまず説明しておく。同一性説は次のような推論形式からなっている。

- (1) 実際に x であるあらゆる存在は、人間の尊厳を持つ。
- (2) あらゆる胚は、道徳的に有意な観点から、実際に x である存在と同一である。
- (3) したがって、あらゆる胚は人間の尊厳を持つ。

このように前提(1)と(2)から結論(3)が導出されるのだが、シュテッカーの批判は、前提(2)の「道徳的に有意な観点から」という言葉に異を唱える。ある性質 x が「道徳的に有意」かどうかこそが証明されるべき問題であるにも拘らず、それが前提とされていることに、論点先取の誤謬があるとされる(Stoecker 2003, 130)。仮に x を「身体を持つ」という性質にするならば、その「身体を持つ」ことが道徳的に有意かどうかを示す必要性は確かにあるかもしれない。しかし、この論点先取の誤謬は、自然主義的誤謬と同じことを主張しているように思われる。自然主義的誤謬という批判は、すでに種属説で見たように経験的前提から規範を導くかぎり陥るものであり、胚の生存権をめぐる論争では免れることができない。これらの誤謬に基づくならば、「人間の尊厳」という概念自体が証明不可能になるだろう。

反同一性説は、むしろヒト胚と成人が同一ではないという主張の方が説得力を持つ。シュテッカーは次のような例をあげている(Stoecker 2003, 133f)。同一性は常に相対的である(例えば、2002年サッカー・ワールドカップのルディ・フェラーとその12年前のイタリアでのワールドカップの彼とは同一人物ではあるが、同一のセンターフォワードではない。現在は監督をしている)。あるいは、人格的同一性が存在するのではなく、一時的な人格の諸状態の密接に関連した系列だけが存在している(異なった時間では別的人格である)。胚と成人は相似していない。一つの初期胚から複数の子どもが成長する可能性がある。胚の一部だけが子どもになる。これらの根拠に基づいて、ヒト胚と成人がある性質で同一であるからといって、そこから同一の道徳的な地位を持つということはできないとシュテッカーは主張している。

2 - 4 . 潜在性説

潜在性説をめぐっては、支持の立場としてはヴィーラント、反対の立場としてはシェーネ-ザイフェルトの議論を見る。潜在性説の論証は一般には次のように行われる。まず、「実際に (aktual)」自己意識や意識の持続的な同一性などを持つ存在者に関しては人格として尊厳を認めることができる。ここで、「実際に」それらの諸性質を持つという条件だけでなく、「潜在的に (potentiell)」それらの諸性質を持つ場合も、同じ尊厳が認められるとする。これに対しては、いわゆる「皇太子論 (Kronprinzenargument)」という反論がある。皇太子は未来の国王であり、潜在的には統治権を持つが、決して国王と同じ権力を持ってはいないという議論である。ヴィーラントはここで、単なる潜在性ではなく、「性向的潜在性 (dispositionelle Potentialität)」という概念を使用して、ヒト胚の道徳的地位を明らかにする。ヴィーラントはまず人間の尊厳の位置について、恣意的な身体的心理的な条件のもとに置くのではなく、ヒトという種の規範的規定としての「道徳的能力 (Moralfähigkeit)」に置く。これによってまず、観察による事実によってヒトの道徳的地位を確定する際に起こる自然主義的誤謬を防ぐことができ、そして「明らかにヒトという種の成員である胚」にも尊厳を付与することができる⁷。また、ここで言われている道徳的能力には、カントの「目的の国」という考えが用いられている。「すべての主体は、初めから固有の権利に基づいて相互承認の義務を持ち、道徳的能力のある主体の共同体に所属している」のであり、それゆえ、「あらゆるヒトは、固有の人間の尊厳のために、無制限に、無条件に他者の尊厳を承認するように義務づけられている」(Wieland 2003, 166)。こうした規定の際に、ヒト胚は、何らかの観察によって知られるような成人と同等の経験的な規定を「実際に」持っていることがなくても、「潜在的に」道徳的能力を持つ、主体の共同体の成員なのである。また、それは「可能的、将来的な」潜在性ではなく、道徳的能力という性質を帯びているという点で「性向的な」潜在性である。

潜在性説に対しては、一般に、潜在的な尊厳しか持たない者は、実際の尊厳を持つ者よりも、「弱い」尊厳しか持たないという批判がある。それに加えて、シェーネ-ザイフェルトは様々な潜在性概念を批判的に検討している。子どもの前段階の存在としての潜在性、積極的な内在的能力としての潜在性、積極的な本質的能力としての潜在性などの形態が批判されている。最終的に、シェーネ-ザイフェルトは「潜在性説は明白に論駁されるということは帰結せず、ただ、強い宗教的前提あるいは形而上学的前提なくしては擁護されえないということが帰結する」(Schöne-Seifert 2003, 182)と結論づけている。

3 . まとめ——人間の尊厳とヒト胚の保護

これまで種属説、連続説、同一性説、潜在性説の支持と反対両者の論証を見てきた。ここでは、各論の四人の支持派の論証をいわば垂直的に見ていくことによって、各論者が人間の尊厳をどこに位置づけるかということと、胚保護との関係をまとめておきたい。各論の支持派の論者たちは、初期の胚であっても人間の尊厳(生存権)を持つという結論では一致していても、人間の尊厳をどこに基礎づけるかという問題では必ずしも一致してはいない。これは、「種属説だから、連続説とは異なる位置に人間の尊厳を基礎づける」というような事情で、各論者によって異なるのではない。

種属説支持のショッケンホフは、自己意識などの経験的人格基準を人間の尊厳の根拠とするパーソン論に対して、意識外の、人格の身体依存的前提を考慮して、個体の発生する瞬間に尊厳を認めようとする。これは、パーソン論的人格基準を内在的に批判しようとしたものであり、自己意識あるいは人格の同一性の前提として「身体」を持ち出したわけである。だが、すでに述べたが、自然主義的誤謬という批判と、はたして「身体」という観点から、受精の瞬間の胚を「ヒトという種」と呼べるかどうかという問題が生じると考えられる。

それに対して、連続説支持のホネフェルダーは、ヒトを「理性を付与された存在」とする。ここには当然、種属説が前提とされているが、「身体」という自然的事実ではなく、「理性を付与された存在 (= 無条件的な価値を持つ)」という倫理的な基準を置くことによって、規範的概念を導く際の自然主義的誤謬を避けようとする。またそれに加えて、発生過程の連続性を根拠にすることで、受精の瞬間の胚がヒトかどうかという疑いを乗り越える。しかし、反連続説の立場として、カウフマンが連続性を否定し、発生過程に切れ目を入れることは無数に可能だと主張しているが、現実には私たちは無数の切れ目を入れて胚や胎児の生存権を侵害している。受精後 14 日あるいは母体外生存可能性 (中絶の可否の境界) としての妊娠 22 週などがその例である。連続説が「成長の連続性」という概念を使用する場合には、生物学的な成長概念を使用しており、したがってカウフマンによるような批判も可能となる。

同一性説支持の、エンスカートによる人間の尊厳の義務論的な基礎づけは興味深い。同一性説もある種の種属説だが、その尊厳の根拠が他とは異なる。「無条件的な義務の受け手が無条件的な権利の担い手である」という議論は、ショッケンホフの種属説やホネフェルダーの連続説が使用している「(種としての) 身体」や「成長 (の連続性)」という生物学的な概念に依存することがなく、それゆえに、純粋に無条件的な道徳的地位の論証となっている。もちろん、これには形而上学的だという批判もあるだろう。

潜在性説を支持するヴィーラントの立場は、「道徳的能力」によって人間の尊厳を根拠づける。この主張は上の同一性説でのショッケンホフの主張とよく似ている。

四つの論証をこのように見ていくと、ヒト胚の保護のために胚の道徳的地位の確立を目指しながらも、人間の尊厳をどのように基礎づけるかという問題が根っこにあることが分かる。その上で、胚と成人が同種であるとか、それらの連続性、同一性、潜在性などの問題がある。したがって、人間の尊厳の規定と、胚の道徳的地位の規定は密接に関係を持つのであるから、人間の尊厳の規定が胚の道徳的地位の規定に直接的な影響を及ぼすこともあるし、胚の道徳的地位の規定が人間の尊厳の規定にも影響を与える。そうすると、ヒト胚の研究利用の容認などによって、胚の地位が揺るがされるにつれて、人間の尊厳そのものの規定が一つ一つ揺るがされることになるのである。

注

¹ この 8 編の論文の他に、編者の共著論文も掲載されている。

² *Der moralische Status Menschlicher Embryonen* の序文参照。なおイギリスをはじめ、

各国の胚の利用、クローン胚作成などの許容の事情については、牧山 2003 および牧山 2004 を参照。

³ 周知のように、ドイツにおいても 2002 年の幹細胞法によって、ES 細胞の輸入を認めることとなっている。

⁴ 前核期は通常 12 時間から 24 時間以内である。ドイツでは、前核期の胚(正確には、「前核期」は胚保護法上は「胚」ではない)は 1 万から 10 万が冷凍保存されているという(Merkel 2002, 174f)。

⁵ 性向的能力とは、メルケルのあげる例で言えば、ピアニストは、ある瞬間にピアノがなくても、ピアノを弾く能力を実際には持っているということである(Merkel 2003, 43)。この「性向的」という概念について、種属説を批判する意味合いで使われているが、潜在性説を支持するヴィーラントは「胚の性向的潜在性」という概念を持ち出して、潜在性説を根拠づける(Wieland 2003, 162)。

⁶ カウフマンがなぜ受精後 8 週を「比較的確実な予後」が可能な時期としたのかは、詳しくは述べられていない(この点で恣意的な決定とも言えなくもない)。ただ、6 週から 8 週の時期に、四肢・目・耳・鼻・主な臓器が出現し、9 週から胎動が開始される。また 8 週未満を Embryo、8 週以降を Fetus と呼ぶなど、呼称が変わるのもこの時期である。

⁷ ここでは種属説が前提にされているが、シュッケンホフによる人間の尊厳の基礎づけの方法とは異なっている。

参考文献

- Damschen, Gregor/ Schönecker, Dieter (Hrsg.) 2003a: *Der moralische Status Menschlicher Embryonen*, Berlin.
- Damschen, Gregor/ Schönecker, Dieter 2003b: “Argumente und Problem in der Embryodebatte – ein Überblick”, in Damschen/Schönecker 2003a, S. 1-7.
- Enskat, Rainer 2003: “Pro Identitätsargument: Auch menschliche Embryonen sind jederzeit Menschen”, in Damschen/Schönecker 2003a, S. 101-127.
- Hoerster, Norbert 1991a: *Abtreibung im säkularen Staat*, Frankfurt a.M.
- Hoerster, Norbert 1991b: Föten, Menschen und „Speziesismus“, in *Neue juristische Wochenschrift*, 44 (40) , S. 2540-2542.
- Honnfelder, Ludger 2003: “Pro Kontinuumsargument: Die Begründung des moralischen Status des menschlichen Embryos aus der Kontinuität der Entwicklung des ungeborenen zum geborenen Menschen”, in Damschen/Schönecker 2003a, S. 61-81.
- Kaufmann, Matthias 2003: “Contra Kontinuumsargument; Abgestufte moralische Berücksichtigung trotz stufenloser biologischer Entwicklung”, in Damschen/Schönecker 2003a, S.83-98.
- Merkel, Reinhard 2002: *Forschungsobjekt Embryo: Verfassungsrechtliche und ethische Grundlagen der Forschung an Menschlichen embryonalen Stammzellen*, München.
- Merkel, Reinhard 2003: “Contra Speziesargument: Zum normativen Status des Embryos und zum Schutz der Ethik gegen ihre biologische Degradierung”, in Damschen/Schönecker 2003a, S. 35-58.
- Schockenhoff, Eberhard 2003: “Pro Speziesargument: Zum moralischen und ontologischen Status des Embryos”, in Damschen/Schönecker 2003a, S. 11-33.
- Schöne-Seifert, Bettina 2003: “Contra Potentialitätsargument: Probleme einer traditionellen Begründung für embryonalen Lebensschutz”, in Damschen/Schönecker 2003a, S. 169-185.
- Singer, Peter 1993: *Practical Ethics*, 2nd ed., Cambridge.
- Stoecker, Ralf 2003: “Contra Identitätsargument: Mein Embryo und ich”, in Damschen/Schönecker 2003a, S.129-145.
- Wieland, Wolfgang 2003: “Pro Potentialitätsargument: Moralfähigkeit als Grundlage

von Würde und Lebensschutz”, in Damschen/Schönecker 2003a, S. 149-168.

総合科学技術会議 2003 : 『ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方 (中間報告書)』総合科学技術会議生命倫理専門調査会、2003年12月

牧山康志 2003 : 「英国のヒト胚に関わる管理システム成立の背景と機能の実際」『科学技術動向』第24号、文部科学省科学技術政策研究所科学技術動向研究センター、2003年3月、9-21頁

牧山康志 2004 : 『ヒト胚の取扱いの在り方に関する検討』文部科学省科学技術政策研究所、2004年1月